

2019年5月8日

各位

会社名 株式会社イチネンホールディングス
代表者名 代表取締役社長 黒田 雅史
(コード番号 9619 東証1部)
問合せ先 執行役員 総合企画部長 井本 久子
(TEL. 06-6309-7890)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度の導入、 監査役の報酬額改定並びに連結子会社の役員異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月18日開催予定の当社第57期定時株主総会に、取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度の導入、並びに監査役の報酬額改定の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、連結子会社の役員異動についても併せてお知らせいたします。

記

I. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度の導入について

1. 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

対象取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当対象者

当社の取締役（社外取締役を除く。）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株といたします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当又は株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なきには、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、係る調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものといたします。

(3) 新株予約権の総数

600 個を各事業年度に係る当社の定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限といたします

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額に、割当てる新株予約権の数を乗じることにより算定した額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、各取締役が有する同額の当社に対する報酬債権等と相殺するものとします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される株式数に 1 株当たり 1 円を乗じた金額とします。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当てにかかる取締役会決議の日後 2 年を経過した日から当該決議の日後 5 年を経過する日までの範囲で当社の取締役会において定める期間とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員の地位にあることを要するものとします。但し、正当な理由により退任又は退職等した場合は権利行使をなしうるものとします。

② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとします。

③ その他の権利行使の条件は、当社の取締役会において定めるものとします。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要するものとします。

(9) 行使時に交付すべき株式数の 1 株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。

(10) 新株予約権のその他の内容

上記(2)から(9)の細目及び新株予約権に関するその他の内容等につきましては、当社の取締役会において定めるものとします。

3. 当社子会社の取締役への割当て

本株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認をいただきました場合、当社の取締役を兼務しない当社子会社の取締役に対して同様の新株予約権を付与する予定です。

II. 監査役の報酬額改定について

1. 報酬額改定の理由

当社の監査役の報酬限度額は、1989年11月13日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の当社グループの事業拡大に伴う監査役の監査業務増大や、今後のさらなるコーポレートガバナンス体制の拡充、強化を考慮し、改定をお願いするものであります。

2. 報酬額改定の内容

現 行の報酬額：年額50百万円以内
改定後の報酬額：年額70百万円以内

III. 連結子会社の役員異動について

1. 株式会社イチネン

・退任監査役（2019年6月10日付）

役 職 名	氏 名	
監査役	川上 弘伸	

2. 株式会社イチネンケミカルズ

・退任取締役（2019年6月10日付）

役 職 名	氏 名	
取締役 顧問	横山 勝彦	

(※) 上記の者は退任後に顧問に就任いたします。

3. 株式会社イチネンパーキング

①新任監査役候補者（2019年6月14日付）

役 職 名	氏 名	継 続 職
監査役	丸岡 敦史	株式会社イチネンホールディングス グループ管理本部 管理第二統括部 経理財務部長

②退任監査役（2019年6月14日付）

役 職 名	氏 名	
監査役	川上 弘伸	

4. 株式会社イチネンネット

①新任監査役候補者（2019年6月7日付）

役職名	氏名	継続職
監査役	丸岡 敦史	株式会社イチネンホールディングス グループ管理本部 管理第二統括部 経理財務部長

②退任監査役（2019年6月7日付）

役職名	氏名	
監査役	川上 弘伸	

以上